

## 第 3 部

平成10年度において環境の保全及び  
創造に関して講じようとする施策

# I 総合的な環境保全対策

## 環境基本計画の策定

平成8年度に制定した「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、本県の環境の保全と創造に関する中長期的な目標と施策の方向等を示した基本的な計画である「鳥取県環境基本計画」の平成10年度策定を目指し、取りまとめを行っている。

### 1 計画の目的

この計画は、県が取り組む環境行政を体系的に整理し、施策の基本的方向と中長期的な目標を示すことにより、県民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割分担の下で、自主的かつ積極的な取り組みを推進することを目的としている。

### 2 計画の性格 位置付け

この計画は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための総合的な計画として、同条例に基づいて策定するものである。

### 3 計画の期間

今日の環境問題は、空間的な広がりとともに、将来の世代にわたる時間的な広がりを持つことから、計画期間は平成10年度から平成22年度までとする。

なお、環境の状況や社会経済情勢の変化及び科学技術の進展などに柔軟に対応するため、必要に応じて、計画の見直しを行うこととしている。

### 4 計画が対象とする環境の範囲

「環境」は、一般的には、「生物を取り巻き、それと互いに影響し合う様々な外界」といった意味に使われている。言い換えると、人間や生物のまわりにおいて、私たちの生活や健康などにいろいろな影響を与えるものすべてを含めた考え方であり、自然環境、生活環境など様々な使われ方をしている。

このように「環境」について、範囲を明確に区分することは困難であるが、計画が対象とする環境の範囲は、これまでの環境行政の取組分野に沿って次のとおりとする。

#### ○自然環境

地形、地質、河川、湖沼、海域、野生生物 等

○生活環境

大気、騒音、振動、悪臭、水質 等

○快適環境

緑、水辺、景観、歴史的 文化的資源 等

○地球環境

地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊 等

## 5 計画の基本的考え方と施策の展開方向

計画の基本的方向は、『循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築を目指して』施策を推進することとし、このため、次の5つの基本方針を設定することとしている。

- 1) 循環を基調とする経済社会システムの実現
- 2) 自然と人間の共生の確保
- 3) 快適な環境の保全と創造
- 4) すべての主体の参加による行動
- 5) 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

なお、「施策の展開にあたって、この5つの基本方針に資する共通的 基盤的施策」についても併せて計画に盛り込むこととしている。

施策は、こうした基本的考え方に沿って、従来の公害と自然環境の枠組みを超えた幅広い分野にわたり展開する予定にしている。

## Ⅱ 施 策 の 展 開

### 第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

#### 1 環境への負荷の少ない社会の構築

##### (1) 大気環境の保全

###### ダイオキシン類調査広報事業

###### ○ダイオキシン類の排出抑制対策の推進

大気汚染防止法により規制されている廃棄物焼却炉の状況調査を行うとともに、法律により規制される一定規模以上の廃棄物焼却炉以外で、ダイオキシン類の発生が懸念される小型焼却炉等でのごみ焼却行為によるダイオキシン類の排出を抑制するため、チラシによる啓発を行う

###### ○ダイオキシン類環境モニタリング

平成9年9月に環境庁が、ダイオキシン類の大気環境指針値を設定したことに伴い、県内の大気環境濃度の状況について、県内の3地点（鳥取市、倉吉市、米子市にある県の一般環境大気測定局設置箇所）で夏期 冬期において環境調査を実施する。

###### 大気汚染対策

###### 大気汚染状況

###### ○一般環境大気測定

環境基準が設定されている二酸化いおう等5物質等について常時測定を行う。

測定局 3局 鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）

測定物質 二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント 炭化水素（炭化水素は衛生研究所のみ）

###### ○自動車排出ガス測定

自動車排出ガスによる一酸化炭素等の環境汚染調査を行う。

測定局 3局 鳥取市（栄町交差点・丸山交差点）、米子市（米子市公会堂前）

測定物質 一酸化炭素、窒素酸化物（窒素酸化物は栄町交差点のみ）

###### ○有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン等9物質について濃度測定を行う。

測定局 一般環境 鳥取市（衛生研究所） 倉吉市（倉吉保健所） 米子市（米子保健所）

沿道濃度 鳥取市（栄町交差点）

測定物質 有害大気汚染のうち、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロトリル、クロロホルム、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン。

○市街地における窒素酸化物汚染実態調査

市街地における窒素酸化物の汚染状況を把握するため、定点調査を行う

測定局 鳥取市（10地点） 倉吉市（10地点） 米子市（10地点）

○降下ばいじん調査

地上に降ってくるあらゆるばいじんの総量を測定する。

測定地点 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村

○酸性雨調査

地球環境問題の一つである酸性雨の実態を測定する。

測定地点 鳥取市、若桜町、倉吉市、米子市

○騒音・振動・悪臭防止対策

騒音防止対策等

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のため検討を行う

（規制地域 4市2町1村）

騒音実態調査

環境騒音・自動車騒音の実態を調査する。

測定地点 環境騒音 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

自動車騒音 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、郡家町、河原町、羽合町  
三朝町、日野町

航空機騒音調査

鳥取空港、美保飛行場周辺地域の航空機騒音の実態を調査する。

振動防止対策等

振動規制法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う（規制

地域 4市1村）

振動実態調査

環境振動・道路交通振動の実態を調査する。

測定地点 環境振動 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

道路交通振動 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、郡家町、河原町、羽合町  
三朝町、日野町

悪臭防止対策等

・悪臭防止法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のため検討を行う（規制

地域 4市26町4村)

#### 悪臭物質排出実態調査

悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえ、悪臭排出実態を調査測定する。

### (2) 水環境の保全

#### 河川改良事業

治水・利水と調和をとりながら河川環境の保全 整備も考慮した事業を行う

#### 河川環境整備事業

湖山池、東郷池の水質浄化対策として、公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事業により底泥を除去し環境基準の早期達成を図る。

#### 公共下水道促進費補助事業

公共下水道普及率の促進のため、市町村の単独事業費に対して補助金を交付する。

(補助率 3～7%)

#### 公共下水道過疎代行事業

八東町外4町の公共下水道事業を、過疎地域活性化特別措置法に基づき代行実施する。

#### 流域下水道事業

天神川流域下水道の整備促進を図る。

#### 土壌環境対策推進事業

○砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立するとともに、水田での温室効果ガスの動態把握を行う。

○有機物施用の栽培基準を設定し、農家への普及を図る。

○土壌診断の実施により適性な施肥指導を行う

#### 農業集落排水整備等

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と併せて農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び雨水排水施設を整備する。

#### 漁業集落環境整備事業

市町村が行う漁業集落環境整備事業について、その経費の一部を補助する。

補助対象事業 漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、集落排水施設整備、

防災安全施設整備、用地整理等

#### 「地震時の水道応急対策行動指針」策定事業

水道の地震対策として、県が実施する広域的な応急対策の支援要請や支援活動の調整について、具体的な手順を示した行動指針を作成する。

## 合併処理浄化槽設置推進事業

下水道、農業集落排水未整備地域における合併浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置者に対し、設置費の一部を補助する市町村に対し助成を行う

## 水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性を確保し、水道事業者への適切な指導に資するため、水質基準を補完する「監視項目」について継続監視を行うとともに、全県的な検出状況の実態把握調査を行う

- ・「監視項目」調査（主要河川における監視地点11地点）
- ・「監視項目」実態把握調査（9～10年度、10地点／年）
- ・クリプトスポリジウムへの対応（行政検査の実施）

## 水質汚濁防止対策

### ○公共用水域の常時監視等

平成10年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、次のとおり水質監視を実施する。

#### ア 公共用水域の水質常時監視等

河川 38河川、119地点

湖沼 4湖沼、20地点

海域 2海域、40地点

なお、水域毎の測定計画については次のとおりである。

水 域	調査回数	調査日数	測 定 項 目	分析回数	備 考
河 川	一級河川 1日1回 月1回 毎月	12日／年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回／年 2回／年 2回／年 12回／年	EPNは年2回
	二級河川 1日1回 年4回 (蒲生川は年2回)	4日／年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回／年 2回／年 2回／年 12回／年	蒲生川はカドミウム、鉛、砒素 蒲生川は銅、亜鉛、鉄 EPNは年1回
	都市河川 1日1回 月1回 毎月	12日／年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回／年 2回／年 2回／年 12回／年	EPNは年2回
湖 沼	湖山池 東郷池 中海 1日1回 月1回 毎月	12日／年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回／年 2回／年 2回／年 12回／年	EPNは年2回
	多鯰ヶ池 1日1回 年4回	4日／年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	4回／年 1回／年 1回／年 4回／年	ENPは年2回

水 域		調査回数	調査日数	測 定 項 目	分析回数	備 考
海 域	美 保 湾	1日1回 月1回 毎月	12日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	12回/年 2回/年 2回/年 12回/年	EPNは年2回
	日 本 海	1日1回 年3回	3日/年	生活環境項目 健康項目 特殊項目(クロムのみ) その他の項目	3回/年 1回/年 1回/年 3回/年	EPNは年1回
	海水浴場	1日1回 年3回	3日/年	生活環境項目 その他の項目	3回/年 3回/年	油分等は年1回

#### イ 地下水の監視

(ア)概況調査 2市3町、15地点、年2回

(イ)汚染井戸周辺地区調査 1市、18地点、年2回

(ウ)定期モニタリング調査 4市、12地点、年2回

#### ○水質測定計画の策定

平成11年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成する。

#### ア 既調査結果

イ 地下水の水質測定計画の検討

#### ○工場事業場排水調査指導

水質汚濁防止法、鳥取県公害防止条例に基づき、関係施設の排水調査等により改善指導を行う

#### ○ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場の農薬の適正使用の指導等に資するため、ゴルフ場排水の検査を実施する。

#### 湖山池水質浄化対策推進事業

平成3年11月に策定した湖山池水質管理計画に定める各種浄化施策を総合的、計画的に推進する。

また、湖山池流域内の工場事業場へ上乗せ排水基準を適用するための上乗せ条例を改正する。

#### 中海水質浄化対策推進事業

平成7年3月に策定した第2期中海湖沼水質保全計画に定める各種浄化施策を総合的、計画的に推進するとともに、第3期計画の策定準備を行う

#### 市街地汚濁負荷原単位調査事業

水質予測技術の精度向上と発生源の負荷割合に応じた効果的な負荷削減対策への活用を図るため、商業、工業地域から降雨に伴って流出する汚濁負荷量を把握する。

#### 海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、美しい海岸環境を保ち、憩いの場にふさわしい海浜として整備することを旨とする。

## 内水面漁場環境保全事業

保全事業の円滑な推進を図るため、市町村、漁協、地区自治会、学識経験者等で構成する漁場環境総合美化計画策定委員会を開催する。（事業主体 県）

小型漁船により池内に堆積したゴミを除去する。

事業主体	事業実施場所	事業費	補助金
鳥取市	湖山池	2,000千円	1,000千円
羽合町	東郷池	1,200千円	600千円

## 美保湾流域別下水道整備総合計画策定事業

日野川、美保湾の水質環境保全を達成させるために必要な流域内の下水道基本計画を策定する。

### (3) 土壌・地盤環境の保全

#### 埋没農薬安全処理対策事業

市町村が実施する埋没農薬の掘削回収、一時保管等に要する経費に対し助成するとともに、農薬の最終処理、埋設箇所周辺の水質調査を実施する。

#### とっとり農業クリーンプラン21実践モデル事業

農薬・化学肥料3割削減の実践計画である「クリーンプラン21」を実証するモデル集団を育成するために要する経費に対し助成する。

#### 環境にやさしい農業推進事業

農薬 化学肥料を3割削減させるため、啓発 推進活動を実施するとともに、高度な土づくりに取り組むモデル地区に対し助成する。

#### 旧廃止鉱山鉱害防止事業

旧廃止鉱山の坑排水処理により発生する沈殿物の処理施設の管理運営を行う

### (4) 廃棄物減量化とリサイクル

#### 広域的汚泥処理方策調査事業

下水道等から発生する汚泥処分の総合計画を広域的見地から策定する。

#### 農業用廃プラスチック再利用等推進事業

農業用廃プラスチックの適正処理を推進するにあたり、現行処理システムの再点検、再利用の処理体制導入の可否等、所要の調査・検討を実施し、環境の保全に配慮した適正処理の一層の推進を図る。

調査検討事項 現行処理システムの再点検、先進事例調査、導入可能な再利用技術

本件に適した処理体制のあり方等

#### 畜産堆肥広域流通体制整備事業

畜産堆肥の広域的な流通体制を整備するために要する経費に対し助成する。

## さわやか畜産確立事業

家畜排泄物処理の実態調査、巡回指導を行うとともに、処理施設、散布機械の整備に対し助成する。

### ①環境保全型畜産確立対策

家畜排泄物の事態調査、施設計画の策定、巡回指導、水質検査、臭気検査

### ②さわやか畜産環境整備推進

施設整備を行う農協、営農集団に対し、市町村が堆肥の利用促進を図り 畜産環境の美化活動を推進する経費に対し助成する。

- ・団地等集団型畜産環境整備
- ・一般農家小集団型畜産環境整備
- ・堆きゅう肥流通緊急対策

## 一般廃棄物減量化・再生利用推進事業

容器包装リサイクル法が平成12年4月に完全実施されることを踏まえ、リサイクル型社会の確立を目指して各種啓発活動により、分別収集、ごみ減量化、リサイクルのより一層の推進を図る。

## 公共関与処分場設置推進事業

産業廃棄物処理施設の確保を行うことにより、産業廃棄物の適性な処理を推進するため、財団法人鳥取県環境管理事業センターが青谷町に計画している「クリーンパークいなば」建設計画が円滑に進むよう支援を行う。

## 環境美化対策推進事業

公園都市「鳥取県」の実現に向けて、不法投棄監視員及び環境美化指導員の設置、市町村が行う環境促進総合対策事業への助成など、地域の環境美化を総合的に推進する。

## 産業廃棄物処理指導

産業廃棄物が適正に処理されるよう産業廃棄物排出事業者、処理業者及び業界に対し指導を行うとともに、処理施設への立ち入り検査及び監視、指導を行う

## 省資源・省エネルギー運動推進事業

国の省資源 省エネルギー運動を受けて、地域で活動するリーダー養成のための研修会を開催するとともに、県民大会を開催し、広く県民に省資源 省エネルギー運動の普及 啓発を図る。

## 建設リサイクル推進

- 建設副産物の搬出状況と再生資源の利用状況を把握するため、実態調査を行う。
- 建設発生土の有効利用を推進するための、国、県、市町村及び建設業界等からなる協議会を設置し、情報交換等を行う。
- リサイクル推進のためのリーディング事業の実施及び再利用技術の検討等、具体的取組みを行う

## 間伐材等流通戦略モデル事業

間伐材等を森林所有者自ら集材 製材して付加価値を高めるとともに、消費地で直売する施設を整

備し、消費者との交流と県産材のPRを推進する経費に助成する。

### 環境共生住宅推進事業

環境共生住宅（環境保全の観点から、エネルギー、資源、廃棄物などに配慮され、自然環境と調和した住宅）をテーマに住宅計画の提案を公募し、①住宅関係者・設計技術者等の人材育成、②県民に建物と自然環境に対する関心を高め、環境共生住宅の普及を図ることとする。

### 県立学校環境衛生整備

県立学校から発生する可燃物・不燃物等の廃棄物の処理について、ダイオキシンなどの環境問題を考慮し、○可燃物、不燃物の業者回収処理 ○シュレッダー及びゴミ収集箱の整備 ○焼却炉使用の原則廃止を行う

## 2 環境関連産業の振興

### (1) 環境関連技術の開発

#### ドイツとの経済交流推進事業

資源リサイクルや環境問題に先進的な取り組みが行われ、環境関連産業が進んでいるドイツに視察団を送り 情報を収集する。

- ・欧州経済事情視察交流団
- ・海外経済・技術事情視察団

#### 産業技術センター整備推進事業

県内産業が21世紀に向かって活力を維持し、社会経済の構造的な変化に対応しながら発展するよう技術開発の拠点として鳥取県産業技術センター本場を整備する。（平成12年4月開所予定）

#### 県内研究機関連携推進事業

研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努めるとともに、大学、高専、公設試などの研究成果を県内企業に波及させることにより 新技術 新製品の開発を促進する。

##### ○新産業育成型研究開発推進事業

大学・高専等に研究委託を行い、技術開発に努め、本県産業の育成に資する。

##### ○公設試験場連携推進事業

各試験場 所の連携により研究を推進する。

#### 環境関連技術開発推進事業

産業技術センターにおいて、県内中小企業が取り組み可能な環境関連技術を開発 普及する。研究テーマ2テーマ。

### (2) 環境関連産業の育成・振興

#### とっとり新産業創造支援事業（環境技術枠）

中小企業の廃棄物処理 リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組を促進するため、

研究に必要な経費に対して補助する。

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する 中小企業者
対 象 経 費	原材料費、構築物費、機械装置 工具器具費、外注加工費等
補 助 率 等	総事業費の3分の2以内 (上限 1社あたり500万円)

#### 国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

中小企業の国際取引の条件となる国際環境規格認証取得の意識啓発と取り組みを実施する企業に対し、必要な経費等を補助するとともに、セミナーを開催し普及を図る。

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する 中小企業者
対 象 経 費	コンサルタント料 登録審査料
補 助 率 等	3分の1以内上限100万円

#### 工業団地開発推進事業

- ・開発適地調査（3地区）の委託
- ・有職者会議の開催（3回）

#### 創造的中小企業育成支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、財団法人鳥取県工業技術振興協会を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行う

## 第2章 自然と人間との共生の確保

### 1 森林、農地、水辺地等の持つ環境保全機能の確保

#### (1) 森林の環境保全機能の確保

##### 保安林整備管理事業

保安林の指定、解除並びに保安林の適性管理に努める。

- ・保安林の指定解除
- ・保安林の適性管理

##### 造林事業

森林生産力及び森林の有する公益的機能の増強を図るため、森林整備指針に基づく森林整備を行う

- ・人工造林及び保育
- 天然林施業

### 林業地域総合整備事業

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の生産基盤の整備と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行う。

補助率	開設	(75%過疎	山振地区、	70%その他地区)
	その他	(70%	"	65% "

### ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題を応えて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮しつつ林野庁と自治省が協力して、国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する。

集落と集落を結ぶ集落間林道等、山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす林道の開設、改良等

- ・地方公共団体が実施し、管理することとなる林道の開設、改良等

### 治山事業

山地災害の未然防止を図るため、山地災害危険地区を積極的に整備するとともに、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の機能強化を図る。

治山工事（堰堤工、谷止工、沓路工、山腹工等）

保安林整備

地すべり防止工事

県単独治山（1／2～2／3）

### 森林病虫害防除事業

森林病虫害の早期発見及び適期防除を実施し、森林資源の保全に資する。

- ・松くい虫予防の農薬散布（空中、地上散布）
- ・松くい虫被害木材の伐倒及び駆除
- ・法定害虫、突発性害虫、せん孔性害虫の駆除（補助事業3／4 2／3）

### 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業

地域における主体的な森林病虫害の防除対策を確立し、事業推進を図る。

### 森林保全管理事業

保安林の管理、林野火災の予防のため、森林保全巡視員を配置して巡視を行うとともに、地域住民の啓発指導を行う。

- ・保安林の管理
- ・林野火災の防止、山地災害の情報収集

### 間伐材等原木安定供給事業

間伐の団地化及び集荷促進の経費に助成すると共に、森林整備に対する所有者の取組の喚起と原木の安定供給を図るため、集団化等による間伐等の伐株、搬出より生じた損失に対して助成を行う

補助金額	25,733千円		
	補助率	県 1 / 3	市町村 1 / 6
		県定額	

#### とっとりの森県土保全緊急間伐実施事業

森林の有する水源涵養や山地災害の防止機能を確保するため、間伐が遅れ、下流域への影響が危惧される森林について、間伐・枝打ちを実施する（4 / 10）

#### (2) 農地の環境保全機能の確保

##### 農業適性使用推進対策事業

農業の適性使用について啓発活動を行うとともに、残留調査や販売業者への指導等を行う

##### 農村総合整備事業

農業生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行う 旧村及び全町を対象とする市町村型と、生活圏が同一な数集落を対象とする集落環境型がある。

##### 山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、UR農業合意期間中に地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な支援措置を強力に実施する。

##### ○農林漁業振興事業

鳥取市 高生産性農業用機械施設の導入

鳥取市 飲雑用水施設の整備

国府町 農林水産物処理加工施設の整備

佐治村 農林水産物集出荷貯蔵施設の整備

##### ○農林地利用・保全管理促進事業

鳥取市 総合鳥獣被害防止施設の設置

##### ○就業所得機会創出事業

船岡町 自然資源等活用型交流促進施設（交流広場）の整備

智頭町 自然資源等活用型交流促進施設（交流広場）の整備及び体験農園施設の整備

##### ○地域社会生活環境整備事業

国府町 農山村広場 公園の整備

##### 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情にそった農業の

展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に実施し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とする。

#### 農村環境保全対策事業

中山間地域において、耕作放棄地の増加が予想される戸数の少ない集落や高齢化の進行の著しい集落を対象に、農地保全活動と生活環境整備に対し助成する。

#### ふるさと農地保全組織育成支援事業

担い手の不足している中山間地域の農地の保全管理を図るため、農作業受託を行う第3セクター等に対し、運営に必要な農業用機械等の整備費及び受託作業経費の平坦地との差額を助成する。

(補助率 県1/2 市町村1/2)

#### ジゲの井手保全事業

中山間地域の小規模な水路やため池を緊急に整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図る。

(負担割合 県60%、市町村30%、地元10%)

#### 中山間ふるさと農村活性化事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図る。

#### 県営地すべり対策事業

地すべり防止法に基づき緊急度に応じて準じ地すべり防止区域を指定し事業を行う。

##### 工 種

- ・降雨等の地下浸透防止 承水路、排水路
- ・地下水排除 水抜ボーリング、暗渠排水
- ・地すべり誘発防止 床止工、土留工

#### 植物防疫総合対策事業

病虫害の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図る。

#### 中山間地域ゆう悠稲作推進事業

##### ○市町村推進事業

中山間地域の特色ある稲作を地域住民などに対しPR活動を実施し、水田保全について意識啓発を図る。

{ 補助率 県1/2  
実施主体 市町村  
実施区域 年間5市町村指定(2年継続) }

## ○集団育成事業

特色ある稲作により付加価値

[主な特色ある稲作]

・再生紙マルチ栽培

・不耕起田植え

{ 補助率 県1/4  
実施主体 農協、営農集団  
実施地区 年間5市町村指定(2年継続) }

## 棚田地域保全支援基金事業

棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織等が行う保全活動等を支援することにより 棚田地域の保全を持続的に行い、農業振興及び中山間地域の活性化を図る。

・基金造成額 450,000千円「(鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金)中に積立」

## 棚田地域等緊急総合整備事業

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取り組もうとする集落を対象に、緊急的にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図る。

## (3) 水辺地(河川、溪流、砂浜、沿岸流域等)の保全

### 河川改修事業(河川改修)

洪水による被害を軽減し治水安全度の向上を図る。

### 河川維持修繕事業(伐開)

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木 水草等の除去を行い河川の機能維持に努める。

### 海岸保全事業(海岸侵食対策)

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、海岸の侵食を防止する。

### 鳥取港海岸環境整備事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、離岸堤(潜堤)及び遊歩道の整備促進を図る。

### 赤碕港海岸侵食対策事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、離岸堤(潜堤) 階段護岸の整備促進を図る。

### 団体営水環境整備事業

農業利用施設の保安全管理又は整備と一体に施設の有する水辺空間を利用した生活環境の整備

{ 事業費 50,000千円以上  
負担率 国50%、県20%、地元30% }

## 県営ため池等整備事業

農地、農業用施設等の災害を未然に防ぐために施設の補強を行う

## 2 すぐれた自然の保全と生物多様性の確保

### (1) すぐれた自然の保全

#### 自然環境保全基礎調査

生物多様性調査（種の多様性調査） 特定植物群落調査、河川調査及び海棲動物調査（ウ ギメ調査）を行う。

#### 自然環境の保全と開発の在り方検討事業

自然環境の保全と開発の在り方、自然と共生する公共事業の在り方及び野生生物空間（ビオトープ）の保全・ネットワーク化の在り方を検討するとともに手引書（身近な自然と共生するための手引）を作成する。

#### 公共事業における生物生息空間整備検討事業

ビオトープをモデル的に事業着手するのに必要な次の項目について検討を行う

- ①モデル事業実施上の調査項目等の整理
- ②モデル事業の事業規模、事業適地、事業手法等

#### 自然保護対策事業（鳥取砂丘景観保全事業）

草原化した鳥取砂丘を本来の砂の動く生きた砂丘景観に戻すため、県、鳥取市、福部村が経費を負担して除草等を行う。

#### 保全地域調査及び管理事業

県自然環境保全地域指定のための学術調査、既指定地域の保全管理のための現地巡視  
・制札板設置及び県自然保全条例に基づく自然保護監視員の巡視を行う

#### 公園調査及び管理事業

県が設置した国立・国定公園内の施設の補修及び中国自然歩道、自然探勝歩道の維持管理を行うとともに国立公園の清掃活動に助成する。

（国立公園清掃活動費補助金 6,400千円 国1/2 県1/2）

#### 自然保護用地管理事業

県が取得した自然保護用地等の立木について、森林災害保険に加入し、管理を行う。

### (2) 野生生物の管理と希少な種の保全 保護

#### 野生生物生息実態調査事業

県下全域で生息・生育数が減少・希少化している野生生物の生息実態を調査し、分析を行う。今後は、植物種について調査を開始する。

## 回遊ネットワーク形成事業

道路の整備がもたらす自然環境の変化を最小限にとどめるため、植生や動物の行動に配慮して工法、構造を工夫していくという「エコロード」の考え方を県道づくりに活かしていく。

(主) 鳥取国府岩美線の十王峠の改良工事において、「スロープ付側溝」を採用

## 第3章 快適な環境の保全と創造

### 1 自然環境と調和した生活空間の創造

#### (1) 親しみやすい水環境の保全と創造

##### 海水浴場整備促進指導事業

安全で快適なレクリエーションの場とするため、海水浴場の設置に関し指導を行う

#### (2) 豊かで多様な緑の保全と創造

##### 布勢総合運動公園整備事業

H10末 進捗率 95.5%

- ・展望台整備
- ・東側駐車場整備
- ・休養施設整備

##### 東郷湖羽合臨海公園整備事業

H10末 進捗率 85.5%

- ・中国庭園「燕趙園」イベント・展示施設建設
- ・燕趙園前多目的広場、駐車場整備
- ・藤津地区カヌー練習場整備

##### 境港港湾環境整備事業（緑地）

環日本海交流の拠点となる境港竹内地区内の緑地整備であり 夢みなとタワー、温泉館と一体的な公園として利用を図る。

##### 鳥取港港湾環境整備事業（緑地）

親水性のある快適で潤いのある空間の創造と災害時の避難場所の確保のため、港湾緑地を整備する。

##### 森林文化推進事業

森林のめぐみについて広く一般に普及するため、森林の産物を利用した技術・知識の伝承者として活躍する「森の達人」を養成するとともに、小学生親子を対象とした森林体験学習会を開催する。

「森の達人」養成講座 3回/年

森林体験学習会 2回/年

## 緑化奨励事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、森林や緑の働き 大切さを普及啓発する。

### ゆとりある花物語事業

#### ○女性の花物語事業

女性を中心とした花づくり生産組織を育成し、栽培技術研修会等を行い、花き生産者の掘り起こしを行い、生産基盤の拡大を図る。

補助率	県1/2
実施主体	農協、営農集団
実施地区	新規15地区指定（2年継続） 継続15地区指定（2年継続）

#### ○わたしの村の花みどり事業

花壇苗のビニールハウス、省力化機械等の機械を整備し、県内全域に花きの生産地域拡大を図る。

補助率	県1/3
実施主体	農協、営農集団

#### ○四季の花生活推進事業

ミニフラワーガーデンを設置し、花のある快適な生活環境づくりへの意識啓発と消費拡大を図る。

また、花のまつりを開催し、生産者の技術向上と消費者へのPRを図る。

#### ○花き指導体制強化事業

技術研修会の開催、情報誌の発行等により 花き指導者の技術向上を図る。

補助率	県1/2
実施主体	花き指導者協議会

#### ○地域密着型花き生産育成事業

地域密着型農家を組織化し、新規品目 作型の導入を計画的に進め、消費者の多様なニーズに対応できる産地づくりを図る。

補助率	県1/2
実施主体	各地区花き生産者協議会

### 快適森林空間整備事業

とっとり夢発見ルートや景観形成地域に当たる国 県道等沿線の森林を整備し、快適で優れた森林空間を創出することにより 景観整備の促進を図る。

### 全国育樹祭開催事業

緑化の全国的なイベントである全国育樹祭を開催し、鳥取県の緑化活動と全県公園化に取り組んでいる姿を全国に発信するとともに、森林、緑に対する県民意識の高揚を図り 豊かな緑に包まれた潤

いのあるふるさとづくりを推進する。

- ・開催期間 平成10年10月3日 4日
- ・開催場所 大山町赤松(3日) 鳥取市桂見「とっとり出会いの森」(4日)

#### 漁港環境整備事業

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成する。

- 泊 漁港 全体事業費 150,000千円  
H10年度末事業進捗率 68.0%
- 網代漁港 全体事業費 100,000千円  
H10年度末事業進捗率 100.0%
- 境 漁港 全体事業費 73,000千円  
H10年度末事業進捗率 100.0%

### (3) 良好な景観の保全と創造

#### 屋外広告物対策事業

鳥取県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の是正指導を行う

#### 鳥取港改修(局改)事業

住宅地に隣接する河川に放置されたプレジャーボートを収容するための施設整備を促進し、生活環境の改善を図る(進捗率 100%)

#### 沿道修景

市街地及び観光地の活性化を図るため、歩道整備(歩道の美装化)を進める。

- ・H10年度整備箇所 国道180号(米子コンベンションセンター関連)等

#### 電線共同溝整備事業

快適な都市活動及び都市空間創出のため、第三期電線類地中化5箇年計画に基づき、電線共同溝の整備を進める。

- ・H10年度整備箇所  
国道180号(米子市糀町～博労町) L=150m  
(主) 倉吉青谷線(倉吉市上井) L=500m  
(一) 皆生西原線(米子市西福原) L=340m

#### 大規模自転車道整備事業

自転車交通の安全確保、心身の健全な発達やゆとりある自転車歩行者空間の形成を目的として、大規模自転車道の整備を進める。

- ・H10年度整備箇所 (一) 赤碓東郷自転車道線 L=200m

#### 全県公園化推進事業

全市町村に全県公園化推進員を設置するとともに全県公園化推進員の活動費及び快適空間形成の促

進に対し助成する。

}	快適空間形成促進事業補助金 35,000千円 (県1/2)
	全県公園化推進員活動支援事業補助金 5,875千円 (県1/2)

#### 景観対策管理事業

景観形成条例に基づく特定行為及び大規模行為の届出に対する審査 指導を行う。

#### 公共事業景観形成推進事業

公共事業について、景観シュレーションデータの作成 研修及び公共事業景観形成検討会 講習会を開催する。

#### 景観形成巡視員設置事業

景観形成条例に基づき景観形成巡視員を設置し、無届行為の発見及び届け出行為の把握等を行う

#### 景観形成促進事業

地域の優れた景観を有する建築物、まちなみ等に貢献している者の表彰及び大山 沿道海浜形成地域内の景観阻害物件の撤去・修景等を指導する。

#### フォレストタウン（木のまちづくり）事業

自然環境と調和した良好な住環境を創出するため、地場産材を活用した木造住宅団地（フォレストタウン）の整備をモデル的に行うための計画を策定する。

- ・計画戸数 約80戸
- ・場 所 米子市泉 地内（予定）
- ・面 積 約3.3ha
- ・期 間 平成10年度～14年度（予定）

#### (4) 歴史的 文化的環境の保全と創造

##### 建物ふれあい推進事業

「県民の建物100選」の新聞広告及びバス見学会を実施する。

##### 無形民俗文化財保存伝承支援事業

県指定無形民俗文化財について、その保存伝承を支援するため、用具、衣装等の新調、修理費に対する助成を行う

## 2 人と自然のふれあいの推進

### (1) 人と自然のふれあいの推進

#### 公園等施設整備事業（自然公園等整備）

自然公園利用施設の整備及び中国自然歩道の再整備を行う

#### 県立自然公園整備事業費補助事業

県立自然公園の施設整備に対し助成する。

(県立自然公園整備事業費補助金 6,380千円、県1/2)

### こどもの国整備事業

県内の家族連れや小学生等が自然とのふれあいや遊びを通じて憩い楽しめる場を提供するため、こどもの国の再整備を行う。

・整備期間 平成10～11年度

### フラワーパーク整備推進事業

「全県公園化構想」推進の拠点施設として、花と緑あふれるうるおい空間を提供するとともに、観光振興及び花き園芸の振興を目的として整備しており、平成10年度は、事業最終年度として平成11年4月開園を目指し、建築、展示、造園工事の完成をもとに、広報・PR等開園準備を行う。

### 農業公園整備推進事業

県内外の人々に農業を学び、体験してもらうことにより、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化に役立つような公園づくりを地域と一体となって進めることとしているが、平成10年度は地域の資源を有効に活用し、既存施設や地域活動と十分な連携のとれた公園とするため、全体計画の見直しを行う。

### とっとり出会いの森整備推進事業

県民が気軽に森林・緑とふれあい、幅広く利用できる森林公園として整備しており 平成11年4月の開園を目指し、森林整備・散策道工事等を行う

### 氷ノ山自然ふれあいの里整備事業

#### ○自然ふれあい館整備

氷ノ山自然ふれあいの里の中核施設である自然ふれあい館の整備を行う

#### ○周辺野外施設整備

自然ふれあい館の周辺に野営場 オートキャンプ場及び連絡道路等を整備する。

### 県民参加の森林づくり推進事業

都市住民等に森林の有する様々な機能を「県民共通の財産」として認識していただくため、森林づくりの参加希望者を募集、登録し、会員制度の「森っこ倶楽部」を育成する。

### 鳥取名木100選選定事業

「とっとりの名木100選」として選定された樹木の保全と県民への周知を図る。

### ふれあい牧場整備事業

大山放牧場、鳥取放牧場をふれあい牧場として整備する。

[大山放牧場]

畜産資料展示施設1棟建設

畜産資料展示施設展示備品の設計

体験研修施設(乳製品加工施設)の建設に係る補助

#### [鳥取放牧場]

- ・牧場内道路の整備

### (2) 都市と農山漁村の交流の推進

#### 都市山村交流促進対策事業

森林等を活用し、山村住民と都市住民との交流を促進するため、拠点となる施設の整備に助成する。

- ・キャンプ場の整備（トイレ、給水施設、駐車場、炊事棟）

#### 大山周辺地域観光魅力向上事業

大山山麓リゾート 観光推進協議会への負担金拠出を行う

##### 協議会の概要

- ・事業の検討を行うため、意見交換会等を行う（リゾート推進部会）
- ・ボランティア等の人材活用の検討、情報提供事業等を行う（広域観光部会）
- ・地元観光関係者を対象とした研修会を行う

### (3) 温泉の保護と活用

#### 温泉振興対策事業

温泉法に基づき許可行為の指導監督等及び温泉の定例実態調査を行う

## 第4章 すべての主体の参加による行動

### 1 自主的な活動の推進

#### (1) 各主体の協力連携体制の整備

##### 鳥取県地球環境問題検討組織運営事業

地球温暖化・酸性雨などの地球環境問題に対応するために策定した「とっとりアジェンダ21」の推進に係る事業検討、協議する組織の運営を行うとともに、「鳥取県地球温暖化防止推進計画」の策定に向けて検討を行う。

##### ボランティア等社会参加活動推進事業

環境保全、福祉保健など様々な分野でのボランティア等社会参加活動を推進するため、平成9年度策定の「ボランティア等社会参加活動推進指針」に基づき、①参加のきっかけづくり ②活動しやすい条件づくり、③発展のしくみづくり、を県の役割を十分認識し取り組む。

インターネットホームページの充実

ボランティア団体名簿の更新

啓発パンフレットの作成

コーディネーター、アドバイザー等養成講座への支援

ボランティア団体及び市町村等との連携強化

- ・「いきいきボランティアフェスティバルinとっとり」の開催

## (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進

### 環境にやさしい県庁率先行動事業

平成9年度に策定した「とっとりアジェンダ21」に基づき、県も事業所及び消費者としての観点から、省資源や省エネルギー、ゴミの減量化など環境に配慮した事務を率先して行う。

### 生活排水対策事業

住民の日常生活に伴い排出される生活排水に起因する湖沼等公共用水域の水質汚濁を防止するため、「鳥取県生活排水対策推進要綱」に基づき生活排水対策を推進する。

- 鳥取市、米子市の生活排水対策推進計画の推進指導
- 中海及び湖山池に係る生活排水対策

県、市、住民代表からなる生活排水対策連絡協議会を開催し、その普及啓発方策を検討する。

- 生活雑排水対策推進員の活動支援
- 県民への啓発

生活排水処理に対する意識の普及啓発を図るため、テレビスポット放映、ハンフレットの作成、エコクッキング体験学習を行う。

### 地球環境フェスティバルinとっとり開催事業

地球環境問題への理解と意識の高揚を図るため、環境ミュージカル、環境映画、講演会、地元企業の活動展示などを盛り込んだ県民大会を開催し、普及啓発を図る。

### とっとりアジェンダ21普及啓発事業

県民・事業者・行政が一体となって、地球環境問題への対策を図るため、「とっとりアジェンダ21」に示した行動内容を広く県民及び各分野に普及啓発する。

## (3) 普及啓発広報

### 全県公園化構想普及啓発事業

全県公園化写真コンクールを実施、全県公園化普及啓発冊子の作成及び全県公園化週間の啓発を行う。

## 2 すべての主体の参加による行動

### (1) 環境教育・学習活動の推進

#### 児童生徒による「ふるさとクリーン・クリーン活動」

すべての公立学校の児童生徒が全県公園化週間の期間中、学校が所在する市町村の海岸、河川、公園、道路などの公共的場所の清掃活動等を行う。

#### 鳥取県高等学校教育過程研究集会（環境教育）

各教科及び特別活動における環境教育の取組みについて研究協議し、教員の指導力の向上を図る。

### 環境教育基盤整備事業

地域環境保全活動を支援するため、市町村及び住民団体等が主催する講演会等に環境アドバイザーを派遣するとともに、環境教育推進のための検討会を開催する。

### 環境教育活動推進事業

自分たちの身近な環境を調査する環境パトロール事業を、小学生を対象にして実施し、併せて研究発表会、環境問題に関する講演会を実施する。

### ふるさとの自然観察会事業

大山自然観察会、氷ノ山自然観察会、磯（山陰海岸）の観察会及び登山（大山、氷ノ山）観察会を行う。

### 自然観察指導員設置事業

自然そのものを教材としたプログラムを企画 実施する自然体験リーダーを養成する。

### 環境教育指導資料の作成

学習指導要領に、各教科科目の中での環境問題の取扱いが位置付けられているが、手引書の作成によって各教科・科目の指導事例集や、学級活動における補助教材として活用する。

## 第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際協力

### (1) 地球温暖化防止対策の推進

#### 鳥取県地球温暖化防止推進計画策定事業

鳥取県における温室効果ガスの排出量を調査し、数値目標を盛り込んだ排出量削減のための具体的な行動を示した地球温暖化防止の推進計画を策定する。

### (2) オゾン層保護対策の推進

#### フロン回収対策促進事業

フロン内蔵製品を取り扱う各業界におけるフロン回収対策の推進について、有職者、関係業界の代表者等で構成する協議会で検討を行うとともに、ステッカー等を作成し、フロン回収協力店及び活動を県民に広く理解してもらう

### (3) 酸性雨防止対策

#### 酸性雨等森林衰退対策事業

酸性雨の森林に対する影響をマニュアルに基づいて調査し、酸性雨等による森林への影響状況、森林の健全度等を明らかにする。また、現地に人工酸性雨、消石灰を散布し、土壌、植生、立木への影響を調査し、県内の各森林土壌においては、臨界負荷量の把握を行う

#### 地球環境汚染物質等調査

ろ過式採取による酸性雨モニタリングを県内4地点（鳥取市、若桜町、倉吉市、米子市）で実施し

て県内の状況を調査分析し、中国・四国ブロック及び全国会議で検討、発表を行う

#### (4) その他の地球環境問題への取組の推進

##### とっとりアジェンダ21普及啓発事業

地球環境問題の1つである温暖化防止にむけ、県内の10自治会 10事業所をモデルとして指定し、地球温暖化防止に向けた実践行動に取り組んでもらう

#### (5) 環日本海諸国との連携強化と協力

##### 水環境保全分野に係る研究者の派遣・受入

- ・韓国の江原道との間で研究者の相互派遣・共同研究を行う
- ・中国の吉林省から研修生として研究員1名を受入れる。

##### 環日本海圏地方政府環境共同取組事業

環日本海地域における環境分野の取組を推進するため次の事業を行う。

- ・中国吉林省で開催される「環日本海圏地方政府学術研究者会議」への参加
- ・インターネット等を活用した各地方政府間の情報交換
- ・鳥取大学との共同研究の実施
- ・共同取組報告書の作成

##### 北東アジア経済フォーラム

第8回北東アジア経済フォーラム米子会議の中で、北東アジアにおける環境問題について、エネルギー問題と関連づけながら、関係各国が意見交換を行う

## 第6章 共通的・基盤的施策の推進

### (1) 環境関連高等教育機関の整備推進

#### 新大学創設事業

鳥取県環境大学（仮称）の設置に向けて、教員確保、教育内容の検討を進めるとともに、施設の設計を行う。

また、大学設立事務を一層推進するため、財団法人鳥取環境大学設立準備財団を設立する。

### (2) 環境影響評価の推進

#### 環境影響評価推進事業

開発事業の実施に際して事業者が行う「環境影響評価」に対し、「鳥取県環境影響評価実施要綱」などに基づき、適切な指導、助言を行うことにより、公害の防止、自然環境の保全を図る。

また、国においては、環境影響評価法が平成9年に制定され平成11年に施行されることとなっているが、法制化に伴って環境影響評価制度が大幅に変更されたことから、県においても従来の「鳥取県環境影響評価実施要綱」について、条例化を含めた見直しを行う